欧米におけるアニマルウェルフェア

──動物福祉畜産の動向---

日本獣医生命科学大学 応用生命科学部動物科学科 食料自然共生経済学教室 教授 永松美希

1 はじめに

アニマルウェルフェア(Animal Welfare)とは「動物福祉」や「家畜福祉」と日本語訳されることが多い。日本では福祉といえば社会保障などの人間の福祉として使用されていることから、ウェルフェアが家畜と結びつくことに、違和感を感じる人も多いが、「家畜たちの健康と幸福」と考えれば理解しやすいのではないだろうか。

2 欧州連合EUの最新動向

欧州連合EUでは、近年、この動物福祉への取り組みを強化し、すでに本年2012年1月からは従来型のケージ採卵養鶏を禁止し、来年2013年には母豚のストール飼育も禁止することを決定している。EU市民も2005年実施した大規模世論調査EUバロメータによれば、EUはもっと家畜福祉に力を入れるべきだとの意見が強く、このような動きを歓迎していると見られる。

3 アメリカの動向

従来、EUの動物福祉推進政策に反対する立場を堅持し、国家レベルでの法律を制定していないアメリカでも大きな変化が現れた。2011年7月に全米鶏卵生産者組合(UEP: United Egg Producers)と全米人道協会(HSUS: The Humane Society of United States)が、今後アメリカにおいて、従来型のケージ養鶏を禁止する歴史的合意に至ったことが公表され、UEPは直ちに、全米6か所でUEP会員に向けた説明会を開催した。これまで日本の畜産業はアメリカをお手本にして発展してきた。そのアメリカ採卵養鶏の動物福祉への歴史的大

転換は、今後、日本の養鶏産業だけではなく、 畜産業全般に多大な影響を及ぼすと考えられる。

4 EUでの動物福祉理念の背景と定義

EUで動物福祉の理念の形成と政策が急速に 進展してきた背景には、BSEなど家畜の病気 が発生し、それが人獣共通感染症として人間 の健康を脅かすことが解明されたからである。 家畜をよりストレスがなく自然な状態で健康 に飼育すること、つまり動物福祉に配慮して 飼育することが、結果として安全な畜産食品 の生産を生み出し、人間の健康に結びつくこ とがEUの共通理解になったからである。

EUの動物福祉政策の歴史は長く、特にイギ リスにおいては、すでに1911年に「動物保護 法」が制定されている。その後、1964年に近 代畜産の悲劇を批判したルース・ハリソンの 『アニマル・マシーン』が刊行されたことで、 社会に動物福祉を求める世論が形成され、政 府諮問委員会のブランベル委員会が「すべて の家畜に、立つ、寝る、向きを変える、身繕 いする、手足を伸ばす行動の自由を与えるべ き」とする基準原則を提案した。この提案か ら、動物福祉に関する法律が次々に制定され、 1979年には政府の諮問機関であるイギリス農 業動物福祉審議会(FAWC: Farm animal Welfare Council)が設立された。そこで初めて 動物福祉の基準原則が「5つの自由(Five Freedoms)」として確立されたのである。5 つの自由とは、「1. 飢えと渇きからの自由」 「2. 不快からの自由」「3. 痛み、傷害、病気 からの自由」「4.正常な行動ができる自由」 「5.恐怖や悲しみからの自由」であり、現在

も世界の動物福祉の定義や動物の理想的な状態としての共通認識として使用されている。

5 EUの動物福祉政策の進展

このようなイギリスでの先駆的な取り組みが、イギリス国内だけではなく、EUの動物福祉団体全体の動きに拡大し、EUの動物福祉政策をも進展させることにつながったのである。その結果、1997年のアムステルダム条約の中では、家畜を単なる農産物ではなく「感受性のある生命存在(Sentient Beings)」と定義する特別な議定書が盛り込まれた。その後、2009年12月に発効したリスボン条約の「欧州連合の機能に関する条約:TFEU」の第13条では「動物の福祉要求に最大限の関心を払う」との記述があり、欧州連合EUでは今後ますます動物福祉に配慮することが明記された。

これにより、2007年9月には「新動物保健 戦略2007年-2013年:治療より予防」を開始 した。さらに、新たな「欧州連合EU動物福祉 戦略:2012年-2015年」が公表され、より良 い動物福祉の方向性のための戦略が打ち出さ れた。

6 EUにおける動物福祉食品開発

このような条約下で、欧州連合はEU共通農業政策の一環として、動物福祉直接支払いを行い、動物福祉に転換する農業者を手厚く支援してきた。しかしながら多額の税金を投入することになるこの直接支払いを継続していくことは、将来の財政負担を招く恐れがある。そこでEUでは、農業者や食品企業などの関係者が高い動物福祉品質を持った畜産食品を市場経済で積極的に販売するための動物福祉品質WQ(Welfare Quality)食品の研究開発プロジェクトを2004年より5か年計画で開始した。

動物福祉品質WQが、WTO体制下での畜産 物の国際的競争力を高める新しい概念として、 有効であると考えているからである。

7 動物福祉食品チェーン開発の動向

すでにイギリスやオランダなどEU各国で NGOや大手スーパーマーケットと生産者が連 携して動物福祉食品チェーンを展開している。 価格競争だけではなく、安全で高品質な食品 の開発がスーパーマーケットの重要なマーケ ティング戦略となり、また、環境に配慮した 環境持続型農業や有機農業、動物福祉の実現 に協力することが企業のCSR(企業の社会的責 任)としても求められるようになってきたから である。例えば、イギリスのスーパーマーケ ットには王立動物虐待防止団体(RSPCA: the Royal Society for the Prevention of Cruelty to Animals)が開発した青いカモメマークのフリ ーダムフードが並んでいる。フリーダムフー ドは、1994年に「5つの自由(Five Freedoms)」 を食品に実現するため、イギリスにおける家 畜の飼育改善と高い動物福祉が達成されてい るかどうかを表示する動物福祉食品規格とし てRSPCAが開発したものである。これをモデ ルにアメリカでもHSUSがヨーグルトや卵な どの認証を開始し、アメリカのスーパーマー ケットで販売されている。

8 日本の課題

日本でも「アニマルウェルフェアの考え方に対応した飼養管理指針」が2011年3月までに畜種ごとに策定されたのは大きな前進である。現在ではOIE(国際獣疫事務局)でも、2012年の動物福祉ガイドラインの策定に向けて作業が進んでいる。

今後は、関係者が世界の状況に関心を持ち、少しでも動物福祉についての理解を深めることが望まれる。また、動物福祉団体や民間企業による動物福祉食品チェーンの開発を積極的に進めることが重要だと考える。

拙稿が今後の日本畜産のあり方を考える一 助となれば幸いである。

(ながまつ みき)